

#### 4 酒類等の検定制度の廃止（酒税法第 41 条）

酒類が製成されたときには、その酒類の製成時の数量、アルコール分、エキス分、清酒かす等について、税務署の職員による検定（測定）を受けなければならないこととされていましたが、この検定を受ける義務が 4 月 1 日で廃止されました。

なお、今回の改正により検定を受ける義務は廃止されましたが、酒類の製成時の数量、アルコール分及びエキス分、清酒かす等については、酒類製造者が自ら測定し、記帳により明らかにしておく必要があります。

#### 5 申告義務の簡素化（酒税法第 47 条）

##### (1) 酒類の製成及び移出の数量等申告書の提出回数の削減

酒類製造者は、毎月分の酒類の製成及び移出数量並びに毎月末における酒類の所持数量を翌月末日までに毎月申告（年 12 回）することとされてきました。

今回の改正により、その年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）の酒類の製成及び移出数量並びにその年度の 3 月 31 日における酒類の所持数量を翌年度の 4 月末日までに申告（年 1 回）すればよいこととされました。

（注） 平成 15 年 3 月分については、平成 15 年 4 月末までに提出する必要があります。

##### (2) 酒類等製造見込数量等（異動）申告の簡素化

###### イ 改正の概要

酒類製造者及び酒母若しくはもろみの製造者は、毎年その酒類の種類（品目のある酒類については品目）、酒母又はもろみ別に、製造を開始する 10 日前又は年度開始の 20 日前までに酒類等の製造見込数量並びに製造方法等を申告することとされてきました。

今回の改正により、酒類等の製造見込数量の申告が廃止され、酒類等の製造方法が異なるごとにその詳細について、その酒類等の製造を開始する 10 日前までに「酒類等の製造方法申告書」（15 ページ）を 1 度申告すればよいこととされました。

また、申告した製造方法による酒類等の製造を終了した場合には、その製造方法を終了した旨の申告を行うこととされました。

（注） 申告した製造方法の酒類の製造を一時的に休止する場合には休止の申告は必要ありません（「(3) 酒類等の製造の休止申告の改正」参照）。

###### ロ 具体的な申告の取扱い

① 申告した製造方法の詳細と異なる製造方法により酒類等を製造する場合には、新たな製造方法の開始の申告が必要となります。また、申告した製造方法による製造を行わないこととした場合には、終了した旨の申告書を提出してください。

② 次の場合には、新たに「酒類等の製造方法申告書」を提出する必要ありません。

(イ) 原料の種類、原料の処理方法等が同じで、仕込配合比率を同一のまま仕込み数量を増減させた場合。

(ロ) 申告した製造方法の酒類等を製造する場合に原材料の品種、品質の影響等により、原材料の使用数量に軽微な増減がある場合。

例えば、ビールの仕込みに使用するホップの使用量を「酒類等の製造方法申告書」

に記載した使用量に対して 10 パーセントの範囲で増減させる場合などが、これに当たります。

#### ハ 改正に伴う経過措置等

平成 15 年 4 月 1 日現在で製造する酒類等又は製造しようとする酒類等の製造方法の詳細をその製造場の所在地の所轄税務署長に提出する必要がありますが、平成 14 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日までの間に「酒類等製造見込数量等(異動)申告書」を提出している場合には、改正後の「酒類等の製造方法申告書」を提出したものとみなされます。

(注) 平成 14 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日までの間に「酒類等製造見込数量等(異動)申告書」を提出している場合であっても、製造方法の詳細に関する書類(1 仕込製造方法等)の添付を省略している場合には、新たに「酒類等の製造方法申告書」を提出してください。

### (3) 酒類等の製造の休止申告の改正(4 月 1 日から適用)

#### イ 改正の概要

酒類製造者又は酒母若しくはもろみの製造者が、3 ヶ月以上酒類の製造を休止しようとするときなどの場合には、休止の申告を行うこととされてきました。

今回の改正により、酒類の種類別(品目のある酒類については品目別)、酒母又はもろみの区分別に、酒類等の区分ごとの全体の製造を 1 年以上休止しようとするときには、あらかじめ「酒類、酒母又はもろみの製造休止(異動)申告書」(17 ページ)をその製造場の所在地の所轄税務署長に提出することとされました。

#### ロ 製造の休止申告の具体的な取扱い

- ① 製造の休止申告は、酒類の種類別(品目のある酒類については品目別)、酒母又はもろみの区分別に申告してください(同一区分の酒類等の一部の製造を休止するだけの場合は申告する必要はありません。)
- ② 製造の休止申告をした後、申告した休止期間を経過する前に製造を再開する場合(休止期間の短縮)や休止する期間を延長する場合には、「酒類、酒母又はもろみの製造休止(異動)申告書」により異動内容をその製造場の所在地の所轄税務署長に申告してください。

#### ハ 改正に伴う経過措置等

酒類製造者又は酒母若しくはもろみの製造者が、平成 15 年 4 月 1 日現在において同一区分の酒類等の全体の製造を休止しており、かつ、平成 15 年 4 月 1 日以後一年以上製造を休止しようとする場合には、平成 15 年 4 月 30 日までに、酒類の種類別(品目のある酒類については品目別)、酒母又はもろみの区分別に、「酒類、酒母又はもろみの製造休止(異動)申告書」をその製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければなりません。